

砂川市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を円滑に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に資することで、もって誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者（犯罪等により害を被った者をいう。以下同じ。）及びその家族又は遺族で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されているものをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (6) 関係機関等 国、北海道、その他の本市以外の地方公共団体、警察及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (8) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、風評、インターネット等を通じて行われるひぼう中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (9) 重傷病 犯罪行為により受けた負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）であって、その療養に要する期間が1月以上であると医師により診断されたものをいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に十分な配慮をして行うものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく提供するものとする。
- 4 犯罪被害者等の支援は、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携及び協力して推進するも

のとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、関係機関等との連携並びに市民等及び事業者との協力を図りながら、犯罪被害者等の支援に関する施策を講じなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念に基づき、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、当該犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労、勤務、休暇等について、十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等の経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等のうち規則で定めるものに対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の見舞金を支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、同項第1号に掲げる額から既に支給した重傷病見舞金の額を減じた額とする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第11条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、広報、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(支援の制限)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した犯罪等により被害を受けた犯罪被害者等について適用する。